

# 佐倉市景観条例施行規則の改正について

## 1 背景

佐倉市景観条例（以下「条例」という。）の改正に伴い、景観法（以下「法」という。）及び条例から委任された事項、手続に必要な様式等について定める必要があります。

## 2 対応方針

条例の全部改正に伴い、規定の大部分を改める必要があるため、佐倉市景観条例施行規則を全部改正することとし、次の事項について定めます。

本規則は、条例の改正に合わせて、平成30年1月1日（法第16条の届出及び景観重要建造物等に係る規定については、平成30年7月1日）から施行します。

### (1) 事前協議について

景観法第16条第1項に規定する届出行為に係る計画は、できる限り早期に調整を始めることが有効となることから、届出をしようとする日の30日前までに、事前協議書を提出した上で事前協議を行わなければならないこととします。

### (2) 勧告に従わない場合の公表の方法について

公表の方法は、掲示場への掲示その他の適当と認められる方法により行うものとしします。

### (3) 景観重要建造物等の指定等について

景観重要建造物及び景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定の際に告示する事項、標識を設置する場所について定めます。

### (4) 手続に必要な様式等について

景観法第16条の規定による届出、事前協議、景観重要建造物等の指定等の手続に必要な様式や添付図書を定めます。

### (5) 佐倉市景観審議会について

会議の手続その他審議会の運営に関し必要な事項を定めます（改正前からの内容変更なし。）。

## 3 政策内容

景観法や景観条例から委任された事項、手続に必要な様式等について定めることにより、景観計画に基づく手続を適正に行うことができます。